船橋市長 あて

船橋市地域活動支援センター指定管理者

船橋市地域活動支援センター法的選任関係【報告・変更報告】書

船橋市地域活動支援センターの管理に関する基本協定書第8条第2項第3号及び第29条第1第12号並びに船橋市の福祉サービスに対する苦情解決に関する要綱第3条第1項及び第4条の規定に基づき、当該施設において法的に必要な職員を選任しましので、下記のとおり報告します。

記

法的選任関係	職名	氏名	変更内容	備考 (資格取得日・講習受講日・有効期間等)
個人情報管理責任者				
苦情解決責任者				
苦情受付担当者				
苦情受付担当者				
その他(適宜)				